カーボンフットプリント制度試行事業□　意見公募結果報告書

報告日	2011年9月20日
意見公募実施期間	2011年7月27日　～　2011年8月2日
PCR原案受付番号	PDE-037
製品の属する分類	遠隔会議システム【第3版】
計画実施事業者等	

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	1	適用範囲	「～算定および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。」表現がよい	他のPCRと書きぶりを整合させたほうがよい	御意見のとおりに修正しました。
2	1 の1）補足説明 2-1	製品の属する分類の説明	このPCR原案の対象物、製品の対象とする範囲を説明しているが、不明確である。 また、内容が矛盾していないか	「コンピュータ会議」と「Web会議」は同じものか？ 「テレビ会議」と「テレビ会議（ビデオ会議）」との違いは？ 附属書を起こして整理するとよい	・「4-①」の「番号27.03.05のコンピュータ会議をいう」を削除し、「4. 用語および定義」の「①遠隔会議」の最後に「なお、Web会議はテレビ会議に含まれるものとする」を追加しました。 ・「4-④」のコンピュータ会議を「Web会議」に変更し、次の解説を記載しました。 「電気通信機能とパーソナルコンピュータなどを用いて、音声や映像の伝送の他、資料等の共有化が可能な遠隔会議をいう。」
			「1）補足説明」は、そもそも不要ではないか 本文中に書いたほうがよい		補足は削除しました。
3	2-2 以下各項目	対象とする構成要素	「取扱説明書」「パンフレット」等の図書類を対象とすべき。	“分厚い取説”等の印刷物が多量に同梱されている場合がほとんどである。	試算の結果で取説と梱包材が占めるGHG排出割合は、カットオフ基準より小さいことから対象外にしました。
4	3	引用規格およびPCR	引用する規格として、日本工業規格「JIS X0027」が必要ではないか		御意見のとおり追加しました。
			引用するPCRとして、「PA-BB: 紙製容器包装（中間財）」、「PA-BC: プラスチック製容器包装」、および「PA-AD：出版・商業印刷物（中間財）」を規定すべきである。	いずれも現実に多用している。	御意見番号「3」への回答のとおり、取説と梱包材については「対象外」にしましたので、引用するPCRにはしないことに致します。
5	3	引用規格およびPCR	容器包装のPCRを引用すべきである。	梱包材については一切触れていない。本体に関してはネジ1本からの部品までデータ収集する訳であるから、梱包材に関するデータ収集もしなければならない。 よって、紙製容器包装とプラスチック製容器包装のPCRを引用すれば良いと思う。梱包材をカットオフ対象とするのならば、試算のエビデンスを提示し、全体に対する影響が微少である旨を明記しなければならない。	御意見番号「3」への回答のとおり、取説と梱包材については「対象外」にしましたので、引用するPCRにはしないことに致します。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
6	4 7-1 ④ 7-2 ④ 7-3 ④ 附属書A	用語および定義 データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目 一次データ収集項目	意見公募の表紙（認定PCRの改正に係る意見公募の実施について）の5.主な改訂点⑥記載の「事業者が独自に開発するソフトウェアの設計・開発時の負荷を算定対象外とした」の内容が本文中で読み取れない。	4 ⑦項の「既製品」では無いものが相当するのか？ そもそも汎用ソフトであれば、たくさん売れると1個当たりの設計・開発負荷は減り、独自開発は非常に高くなるのが、一般的で、逆のことを言っているのではないか。算定範囲を明確に検討してほしい。	ご指摘のとおり、事業者が独自に開発するソフトウェアについても算定対象にしました。 ・(2-2)「対象とする構成要素」において、「②ソフトウェア」とし、遠隔会議システム提供事業者が提供するソフトウェアも算定対象にすることにしました。 本件に関連する項全て修正しました。
7	5-2 附属書A	ライフサクル段階	流通段階を対象外とするのはおかしい ライフサイクル段階の設定は次の5段階ではないか ①原材料調達 プロセスとして、「部品等の製造」「輸送」「流通パッケージソフトウェアの設計・開発」「廃棄物処理」「（各）輸送」 物品（投入／生産物）として、「部品等」「流通パッケージソフトウェアのデータ」「廃棄物」 ②生産段階 プロセスとして、「部品加工、組立」「流通パッケージソフトウェアの製造（抜けている）」「ICT機器への流通パッケージソフトウェアの書き込み（抜けている）」「廃棄物適正処理」 投入／生産物として、「流通パッケージソフトウェア」「ICT機器」「廃棄物適正処理」 ③流通段階 プロセスとして、「（流通パッケージソフトウェア書き込み済・梱包済ICT機器 の）輸送」 ④使用・維持管理段階 プロセスとして、「設置」「立上」「廃棄物適正処理」「（原案にある）使用に関する3プロセス」「保守・管理（抜けている）」 必要なら、「「ICT機器への流通パッケージソフトウェアの書き込み」を加える 投入／生産物として、「立上済みICT機器」「廃棄物」「使用済みICT機器」 ⑤廃棄・リサイクル段階 原案どおり	マーク表示をするためには5段階を規定しなければならないのではないか	このPCRでは「流通段階」で計上するものはありません。 なお、特定の段階を含まないことについては、カーボンフットプリント・ルール検討委員会発行の「カーボンフットプリント制度商品種別算定基準（PCR）策定基準」（2010年7月16日）で、その理由及び根拠を明示することで認められていますので問題ないと考えます。
8	7-1 7-2 7-3など	データ収集範囲に含まれるプロセス データ収集項目 一次データ収集項目	「流通パッケージソフトウェアの製造」が抜けている		「設計・開発」を「設計、開発および製造」に修正しました。
			「取扱説明書」等の図書類に関する規定が抜けている		御意見番号「3」への回答のとおり、取説と梱包材については「対象外」にしましたので記載しておりません。
9	7-2	データ収集項目	データ収集項目に「a)事業者が業務支配を及ぼす範囲」と「b)他社から供給される」とに区別しているが、これは、7-3 一次データ収集項目で区別しているので、この項では不要である。		構成品を「遠隔会議システムとして提供されるもの」と、「それ以外のもの」に区分しました。これに伴い、「7.」項の文章を変更しました。
10	7-2 7-3 7-4	データ収集項目 一次データ収集項目 一次デ ータの収集方法および収集条件	部品等の投入量は、不良率も考慮した投入量であることを明確にした方が良いと思う。	部品点数が多数あって大変だと思うが、単に設計上の投入だけで計上するのではなく、当然のことながら不良率も考慮する旨を明記した方が良いと思う。不良率がゼロならばそれで良いし、二次データを使うも良し、推計データを使うも良し、ご検討いただきたい。	製造における不良率（歩留まりデータ）の収集については、困難(特にサプライヤから)なために質量でデータ収集する場合には、製造の原単位で考慮することにしたいと考えます。このPCRでは投入量は設計値、または実測値を使用することにし、原稿の修正はしないことに致します。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
11	7-4 ③	一次デ ータの収集方法および収集条件	「ICT機器の質量は、製品仕様書に記載する質量を使用することが望ましい」とあるが、これは不適切である。	仕様書の質量と実際の機器の質量が異なるのであれば、仕様書を修正しなければならないこと。 そもそも、この文章は不要。 また、余談ですが「質量」ではなく、「重量」で良いと思う。天秤で測定する訳ではないので･･･	御意見のとおり、「③ICT機器の質量は･･･」は削除しました。 なお、PCR原稿中の「質量」については、「重量」に変更しなくても問題は無いと思いますので、修正しないことに致します。
12	7-4 ④ 10	一次デ ータの収集方法および収集条件 使用・維持管理段階に適する項目	構成品のうち、寿命が短いものおよび保守で交換されるものについては、使用・維持管理段階で計上した方が良いと思う。		「使用維持段階」では、会議開催に伴うエネルギー消費とデータ通信に伴う負荷を対象としており、交換される機器の製造や輸送については、「原材料調達段階」で評価対象としていますので問題ないと考えます。
13	8	生産段階に適用する項目	「廃棄物」に関する規定が抜けている		「生産段階」は遠隔会議システムの使用を可能にするための設置・立上作業プロセスのみを対象としており、これらのプロセスから排出されるのは梱包材のみです。梱包材のGHG排出量は試算結果によると、カットオフ基準より小さいことから、対象外としています。
14	10	使用・維持管理段階に適する項目	「廃棄物」に関する規定が抜けている		「使用・維持管理段階」において排出される廃棄物はメモ用紙程度で、かつ、その量もGHG排出量の算定に影響を与えるような物量ではないと考え、「使用・維持管理段階」における廃棄物は「対象外」にしました。
15	10-5	シナリオ	事業者が独自にシナリオ設定できるのは好ましくない。	このPCRでは附属書Dを基にしたシナリオを設定しているのだから、それに従うべき。そうでなければ、一次データを収集しなさいが基本。	一次データを収集するようにしました。
16	10-6	その他	【～の特例】で統一すべき		御意見のとおりに修正しました。
17	13-2	ラベルの位置、サイズ	「共通ルールの」は不要である		御意見のとおりに削除しました。
18	附属書C		「カーボンフットプリントマーク等の仕様」の改正により、使用年数情報部の記載がなくなったため、追加情報部に想定使用年数の記載を追加した方がよいのではないか。	今回の改訂ではない箇所ですが、ルールの改正が行われたため、本製品で想定使用年数が重要であるなら、附属書Cも改訂すべき。	御意見のとおり「附属書」の「追加情報」に使用年数を記載するように修正しました。 また、秤の下の記載事項も「カーボンフットプリントマーク等の仕様（改正：2011年4月28日）に基づいて修正しました。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに関係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。（PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。）

以 上